

毎月19日は食育の日 6月は食育月間です

【担当課】健康づくり課
☎3602-1268

■ ■ 食育に関するパネル展示 ■ ■

平成29年度に行った食育に関する区の取り組みを展示しています。
【日時・会場】
▶ 6月19日(火)まで
区民ホール(区役所2階)、消費生活センター(立石5-27-1ウィメンズパル内)
▶ 6月27日(水)まで
中央図書館(金町6-2-1)



■ ■ 簡単バランスレシピの配布 ■ ■

レトルト食品や総菜などを使った簡単バランスレシピをお配りします(先着200人)。
【日時】 6月19日(火)午前9時~正午
【会場】 区民ホール(区役所2階)



■ ■ 食育に関する本の特集コーナー ■ ■

食育に興味をもっていただけるような本を展示しています。
【期間】 6月27日(水)まで
【会場】 各図書館

■ ■ 食育に関する絵本の読み聞かせ ■ ■

【日時】 6月15日(金)・17日(日)・18日(月)午後3時30分~4時。直接会場へ。
※17日は東京聖栄大学の学生主体による開催です。
【会場】 中央図書館(金町6-2-1)
【対象】 小学生以下のお子さんと保護者各日40人程度

葛飾区フリー活動栄養士会 会員募集

区と協働で食育推進活動を行っている栄養士・管理栄養士のグループです。郷土料理などの簡単レシピの作成、子ども食育クッキングやミニ食育講座、地域団体へのクッキング教室などを行っています。詳しくは健康づくり課へお問い合わせください。



食育サポート店募集

食や健康に関する情報メモ「かつしか知っ得メモ」を店舗に掲示していただきます。申込方法など、詳しくは健康づくり課へお問い合わせください。
【対象】 区内の飲食店と総菜などの食品販売店

「かつしかの元気食堂」募集

「かつしかの元気食堂」は、栄養バランスの良いメニューや塩分を控える注文ができるなど、健康的な食のサービスを提供する飲食店です。平成30年5月末現在、計84店舗を認定しています。登録店舗は区ホームページ(トップ→暮らしのガイド→健康・医療・衛生→かつしかの元気食堂)からご覧になれます。申込方法など、詳しくは健康づくり課へお問い合わせください。



ごみ出しのルールを守り、集積所の美化にご協力ください

【担当課】清掃事務所 ☎3693-6113

資源・ごみ出しのルール

朝8時までに出してください
きちんと分別し、決められた収集曜日当日の朝8時までに出してください。収集後にごみを出しても収集できません。
家庭から一度に出せるごみの量は45リットルのゴミ袋3袋までです
一度に多量に出るごみの回収は有料になり、事前申し込みが必要です。引っ越しなどで多量のごみを出す際はご注意ください。申込方法など、詳しくは清掃事務所(☎3693-6113)へお問い合わせください。

引火性のあるごみの分別にご協力ください

スプレー缶・カセットボンベ・使い捨てライターなど
必ず中身を使い切り、穴を開けずに中身の見える袋に入れ、他のごみと分けて「燃やさないごみ」の日に出してください。中身を完全に使い切れない場合は、メーカーや販売元、製造元などへお問い合わせください。
マッチ・花火
必ず使い終わってから、「燃やすごみ」の日に出してください。未使用の場合は、専門業者に処分を依頼してください。

在宅医療で使用したごみの適正排出をお願いします

注射針
集積所には出すことができません。医師の往診を受けて使用した注射針は、処方された医療機関へ戻してください。薬局で購入した注射針は、購入時に渡される専用容器に入れ、薬局へ戻してください。
インターネットで購入したなど処分方法が分からない場合は、お近くの注射針回収薬局または葛飾区薬剤師会(☎3693-0185)へお問い合わせください。
チューブや輸液バッグなどプラスチック製の物
プラスチック製品やプラマークが付いている物であっても「燃やすごみ」の日に出してください。



● 区の収集を利用している医療機関の方へ ●

- ▶ 注射針は集積所には出すことができません。廃棄する際は収集運搬の許可を得ている処理業者に委託してください。
- ▶ プラスチック製のチューブや輸液バッグ、点滴バッグ、医療器具が入っていた袋などは「燃やすごみ」の日に出してください。

防鳥ネット・資源回収用具をご利用ください

ガラスや猫などによる資源・ごみの散乱を防止し、集積所を美化するため、次の用具(写真参照)を無料でお渡ししています。詳しくは清掃事務所へお問い合わせください。
※防鳥ネットの交付は、原則として集積所1カ所につき1枚です。また、集積所以外での利用、個人や事業者専用での利用の場合はお渡しできません。



防鳥ネット



資源回収用ネット

資源回収用コンテナ

● ● ● ● 事業者の皆さんへ ● ● ● ●

事業系ごみは自己処理することが義務付けられています。民間の許可業者への委託をお願いします。また、1回の排出量が90リットルを超えない事業系ごみは、事業所名を明記した区発行の事業系有料ごみ処理券を貼付し、集積所に出すこともできます。購入方法など、詳しくは清掃事務所へお問い合わせください。



▲事業系有料ごみ処理券

次のような場合は収集できません!

- ▶ 分別されていない ▶ 家庭ごみで1回の排出量が45リットル袋で3袋を超えている
- ▶ 事業系ごみで1回の排出量が90リットルを超えている ▶ 事業系ごみで有料処理券が未貼付または不足している
- ▶ 家電リサイクル品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)、粗大ごみなど

収集できないごみには、理由を記したシールを貼付してお知らせします。